

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇩ 会社法施行後の減資

Q : 当社では、資本金の減資を検討しています。会社法施行前と後ではどう違いますか、また、いくらまで減資することができますか？

A : 会社法施行後の方が減資できる金額が多くなります。また、資本金は0円にすることも可能と解釈されていますので、理論的には0円になるまで減資することが認められます。

【解説】

現行商法では、最低資本金(株式会社は1,000万円、有限会社は300万円)を超える金額の範囲でしか資本金を減少することができません。また、減少できる準備金の額も資本準備金及び利益準備金の額の合計額から資本金の4分の1相当額を控除した金額が限度とされています。

これに対して、会社法施行後は、最低資本金制度や準備金の取崩規制が撤廃されますので、資本金及び準備金の全額を減資の対象とすることができますので、施行後の方が多く減資することができます。

また、会社法では、減資する額について「資本金、準備金の減少する額は効力発生日における資本金、準備金の額を超えてはならない」と定められているにすぎませんので、資本金を0円にすることは可能であると解釈されています。

したがって、会社法の施行後であれば、理論的には資本金を0円にするまで減資することができることとなります

